

## 第十一編 山形県信用農業協同組合連合会

\*

県連合会才1号として誕生  
年毎に充実の機構と業績  
柏倉九左工門会長の急逝  
信連余裕金運用問題惹起  
余裕金運用の実相  
非難の中心は佐藤重次郎会長

\*

問題を取りあげた県議会記録  
嵐の中の佐藤会長  
単協から役員に引責辞職要求  
山木武夫新会長の登場  
組合金融連盟結成の役割

空から見た醍醐村―左方は寒河江川

(読売機上から写す―カメラ・宮崎泰昌氏)

# 山形県信用農協連合会の設立

山形県の県連合会で一ばん最初に全単協が結集し、設立を急いだのが県信用農業協同組合連合会を組織することであった。

単協が出揃った昭和二十三年六月一日、東村山郡金井村農協組合長細谷庄左工門氏が発起人会長になった才一回発起人会を開催、次のように発起人を決定した。

山口和吉(山形)、枝松銚藏(南金井)、山口右仲(西郷)、金沢忠雄(南沼原)、細谷庄左工門(東金井)、押野豊太(成生)、鎌上半兵衛(豊田)、長岡保作(寒河江)、松田辰吉(左沢)、原田九蔵(西里)、太田義雄(東郷)、森直太郎(大久保)、青木秀男(亀井田)、佐藤勘六(新庄)、齋藤長次郎(古口)、佐藤敬三(安楽城)、遠藤清海(米沢)、大津二郎(南原)、大橋庚(玉庭)、小坂孫左工門(窪田)、安部繁雄(糠の目)、遠藤栄吉(宮内)、江口太郎(大川)、高橋庄吾(長井町)、伊藤長栄(豊原)、小林運太郎(蚕桑)、阿部小三郎(翁)、遠田善兵衛(余目)、豊田永治(藤島)、佐藤文治(袖浦)、佐藤周一(田川)、水越徳太郎(酒田)、柴田喜三郎(本楯)、齋藤祐三郎(中平田)、山口弘(南平田)

三十五名の組合長と、事務局員に佐藤亮、池田雅夫、長岡重司の三氏をきめて、準備に入った

六月十四日〓才二回発起人会を開き、目論見書、事業計画書を

決定

六月十八日〓設立準備会開催、定款作成委員をきめる。

六月二十三日〓定款作成委員会を開く

六月二十四日〓創立総会開催公告

(七月十日、会場、山形県蚕糸業会館)

## 県連第一号として誕生

この経過で、七月十日、創立総会を開き、同月三十日、設立認可、八月十四日に設立登記を完了、県農業会解散の翌日に県連才一号として「山形県信用農業協同組合連合会」が発足したのであった。

名称 山形県信用農業協同組合連合会

区域 山形県一円

事業 会員である市町村農業協同組合ならびに事業連合会が協同

して、その事業の振興を図り、その組合員の農業の生産能力をあげ、経済状態を改善し、社会的地位を高めるのに寄与す



県信連を動かす人々（昭和23年秋信連設立後、会館前庭でうつす）後列左から加藤庶務課長、枝松常務理事、柏倉会長、佐藤業務部長、吉田農林省事務官、寒河江総務部長、伊藤経理課長。前列左から斎野経理課員、水谷全国組合金融協会主事、長岡業務課長、池田普及課長。

ることを目的とし

- ① 会員の行う事業に必要な資金の貸付
- ② 会員の貯金の受入
- ③ 会員のための手形の割引
- ④ 農林中央金庫に対して会員の負担する債務の保証
- ⑤ 農林中央金庫の委任をうけてするその債権の取立

⑥ 農林中央金庫法による農林中央金庫の代理業務

⑦ ①オ一号およびオ二号の目的を達成するために、これに関連して行うことを通常必要とする範囲の左の事業

(イ) 会員の行う信用事業に関する指導および連絡

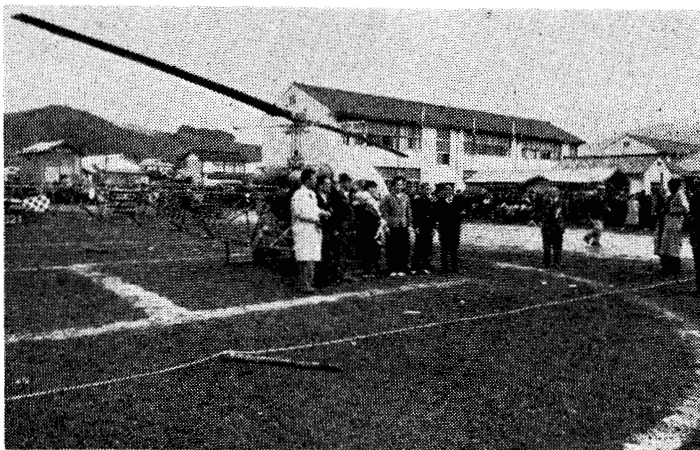
(ロ) 会員の構成員である組合員に対する金融に関する教育および情報の提供

オ一号お

よびオ二号

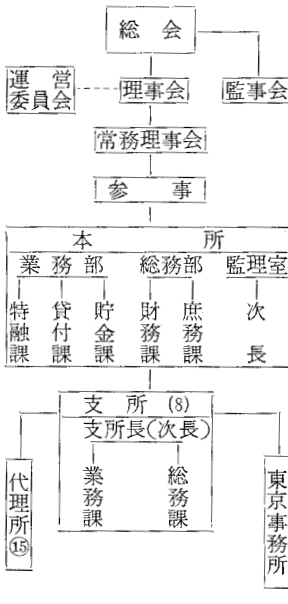
の事業に附

帯する事業



信連ヘリコプター飛ぶ（昭和32年10月16日から21日まで）

(単位円)



年度	区分	会員	役員	職員
才1年度末	(23年度末)	276	16	88
才2年度末	(24年度末)	285	16	103
才3年度末	(25年度末)	287	14	107
才4年度末	(26年度末)	288	16	108
才5年度末	(27年度末)	285	16	111
才6年度末	(28年度末)	280	16	103
才7年度末	(29年度末)	295	16	106
才8年度末	(30年度末)	317	15	117
才9年度末	(31年度末)	327	15	121
才10年度末	(32年度末)	331	16	122
才11年度末	(33年度末)	362	16	127
才12年度末	(34年度末)	368	15	127

年度	区分	出 資 金	払込済出資金額(一口二千元、才八年度以降一口一万円)
才1年度末	(23年度末)	11,460,000	
才2年度末	(24年度末)	31,662,000	
才3年度末	(25年度末)	53,170,000	
才4年度末	(26年度末)	64,006,000	
才5年度末	(27年度末)	68,134,000	
才6年度末	(28年度末)	71,730,000	
才7年度末	(29年度末)	78,198,000	
才8年度末	(30年度末)	147,890,000	
才9年度末	(31年度末)	151,750,000	
才10年度末	(32年度末)	155,370,000	
才11年度末	(33年度末)	183,230,000	
才12年度末	(34年度末)	199,610,000	

### 年毎に充実の機構

二十三年八月の創立当時、本所機構は総務部は庶務、經理の二課、業務部は業務、普及の二課であり、また支所長は西村山以外は理事の支所長に職員次長を配して、これを補佐したが、その後、本所の業務部は資金、貸付、普及の三課にし、村山三支所に職員支所長をおき、さらに金融機関としての責任体制の確立を期するために、最上、東南置賜、田川、飽海、西置賜の五支所次長が支所長に昇格して職員支所長制を確立した。

二十七年八月一日調査室を新設、三十一年五月十五日には機構を再改革し、参事制を設けて、業務部長佐藤亮氏を参事に任命、また調査室に代って、事業方針、予算、決算、監査、調査、教育を分掌させる監理室を新設、総務部經理課を財務課と改め、貸付課は一般貸付と農林漁業金融公庫の委託業務をそれぞれ分離させて貸付、特融の二課にしたが、三十四年四月には職制規程を改正して新たに調査役を設けた。

職員数は設立の当初、山形軍政部の勧告で八十名の定員としたが、その後事業分量が増大するに伴って年毎に増員し、三十五年三月末現在で百二十七名となった。

役員は理事十三名、監事三名で、二十七年六月までは常務理事三名であったが、それ以後は一名となり、三十五年五月の改選から監事一名を増員した。会長は柏倉九左工門、枝松銈藏、佐藤重次郎、山木武夫の四氏、七回改選となっている。



年度別預金高

財 産 目 録

(単位円)

年度	区分	預 金 高	年度	区分	資 産	負 債	差引純財産
才1年度 (23年度末)		1,057,031,851	才1年度 (23年度末)		1,556,157,583	1,543,157,112	13,000,470
才2年度 (24年度末)		531,807,908	才2年度 (24年度末)		1,324,640,969	1,289,980,249	34,660,719
才3年度 (25年度末)		678,791,843	才3年度 (25年度末)		1,406,758,254	1,346,800,065	59,958,188
才4年度 (26年度末)		36,649,885,071	才4年度 (26年度末)		1,606,207,158	1,533,198,079	73,009,078
才5年度 (27年度末)		50,140,708,632	才5年度 (27年度末)		2,048,448,123	1,971,754,615	76,693,508
才6年度 (28年度末)		60,774,076,105	才6年度 (28年度末)		2,963,908,009	2,880,859,824	83,048,185
才7年度 (29年度末)		72,830,345,873	才7年度 (29年度末)		3,497,228,203	3,404,406,118	92,822,085
才8年度 (30年度末)		87,873,449,977	才8年度 (30年度末)		4,291,740,504	4,124,080,389	167,660,115
才9年度 (31年度末)		88,656,811,652	才9年度 (31年度末)		5,176,835,350	4,997,498,486	179,336,864
才10年度 (32年度末)		103,348,266,373	才10年度 (32年度末)		5,508,352,571	5,320,488,329	187,864,242
才11年度 (33年度末)		104,431,128,338	才11年度 (33年度末)		6,194,889,626	5,971,553,211	223,336,415
			才12年度 (34年度末)		7,827,011,219	7,568,166,199	258,845,020

年度別貸出高

貯 金 高 (期末残高)

(各年度前年度繰越金を含む) (単位円)

(単位円)

年度	区分	貸 出 高
才1年度 (23年度末)		1,303,597,853
才2年度 (24年度末)		3,587,478,152
才3年度 (25年度末)		3,642,966,934
才4年度 (26年度末)		5,149,899,400
才5年度 (27年度末)		6,688,585,562
才6年度 (28年度末)		9,122,750,606
才7年度 (29年度末)		10,851,185,124
才8年度 (30年度末)		8,718,885,056
才9年度 (31年度末)		11,528,963,939
才10年度 (32年度末)		15,203,626,975
才11年度 (33年度末)		16,164,062,258

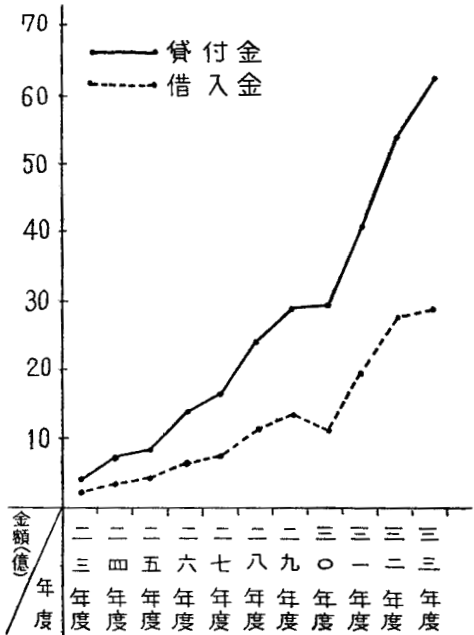
年度	区分	貯 金 額
才1年度 (23年度末)		1,358,779,983
才2年度 (24年度末)		958,225,840
才3年度 (25年度末)		1,178,446,491
才4年度 (26年度末)		1,532,879,961
才5年度 (27年度末)		1,912,246,389
才6年度 (28年度末)		2,711,671,481
才7年度 (29年度末)		2,923,486,801
才8年度 (30年度末)		3,962,293,535
才9年度 (31年度末)		4,799,557,783
才10年度 (32年度末)		5,083,408,456
才11年度 (33年度末)		5,721,865,508
才12年度 (34年度末)		7,222,933,898

市町村農協貸付・借入金（年度別）

（単位千円）

年度	貸付金	借入金
沖1年度 (23年度末)	301,307	186,077
沖2年度 (24年度末)	675,305	391,958
沖3年度 (25年度末)	867,085	448,295
沖4年度 (26年度末)	1,299,445	587,723
沖5年度 (27年度末)	1,613,360	730,508
沖6年度 (28年度末)	2,405,348	1,114,689
沖7年度 (29年度末)	2,867,380	1,358,937
沖8年度 (30年度末)	2,936,902	1,159,473
沖9年度 (31年度末)	4,098,675	1,981,305
沖10年度 (32年度末)	5,303,260	2,702,753
沖11年度 (33年度末)	6,174,792	2,727,980

市町村農協年度別貸付借入金



子 供 信 用 協 同 組 合

年度	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末	32年度末	33年度末
貯金高 (単位千円)	38,051	61,653	80,108	93,707	120,119	130,737
組合数	445	460	409	522	499	483
組合員 (人)	67,200	73,625	68,607	78,755	84,841	79,668
一人当り (円)	566	916	1,167	1,189	1,416	1,641

婦 人 貯 蓄 組 合

年度	28年度末	29年度末	30年度末	31年度末	32年度末	33年度末
貯金高 (単位千円)	94,032	159,292	251,207	290,118	363,354	484,585
組合数	999	1,472	1,470	1,252	1,298	1,236
組合員	60,610	70,515	73,451	73,192	74,334	72,431
一人当り (単位円)	1,557	2,258	3,420	3,963	4,888	6,190





# 柏倉信連会長の自殺

名門、九左工門家の十五代

昭和二十三年夏発足した県信連は才三年度に入って間もない二十五年（一九五〇年）六月八日、会長柏倉九左工門（五一）氏の自殺事件が起きて、氏の死因をめぐっていろいろさまざまに粉飾されたうわさで信連は大衝撃をうけた。柏倉氏の死を伝えた当時の山形新聞（二十五年六月十日付）から――

。近所に行つてくるとぶらり出たきり

八日午後九時ごろ、東村山郡豊田村大字岡八、県信連会長柏倉九左工門（五一）氏は洋服のまま奥さんに一言「近所へ行つてくる」と云い残して、ぶらりと家を出て帰らず、午後十二時ごろになって大騒ぎとなり、八方搜索中、九日朝五時ごろ、同村農業柴崎仁吉さんが裏山の栗の木に首を縊った自殺死体を発見、大騒ぎとなり駐在所に届出たが、この原因をめぐって、とかくのうわさが乱れとび、厭世か、それとも信連をめぐるある種の事件が発覚するのを恐れた結果かと、色々風評があるが、柏倉氏は八日も普通と何ら変りなく、村農協で事務をとり、帰宅して夕飯も家族と一緒にすまし、自殺のそぶりなど、みじんもなく、もちろん一本の遺書もなく、清子夫人を始め、近所の者も信連関係者もただ不思議でならないと云っている。――

清子夫人談「何で死んだのだが全然わかりません。ただ、今にして思うと幾らか神経衰弱にかかっていたのではないかと考えられますが、昨夕（八日）出て行くとときもふだんどちつとも変りなく、一寸近所に行つて来る」と出掛けただけ、私達も別に不思議にしなかつたのです。

佐藤（亮）県信連業務部長談「びっくりした。最近神経衰弱気味になっていたことは確かであるが、自殺の原因については全然見当がつかない。

梅津県農林部長談「人格識見とも申し分のない会長でもあり、本県金融界のベテランである氏の死は大きい。長崎銀行頭取をしていたが、まだ整理がついていないとか聞いていたが、想像される自殺の原因は考えられない。（以上新聞記事）」

。一片の遺書もなく素ぶりもなく

拍倉氏が死を選ぶのに一片の遺書もなく、素振りもなく、氏の平素を知っている三氏が語っていることは、「ナゾ」の自殺であつたのだから、それ以上に「死因」を詮索する必要もなさそうなものだが、他人はすぐ問題をウワサにのせ、迷惑等は少しも顧みもしないで、私的生活にまで突き入るとばす、無責任で、いい加減な「真実」を流すものである。

。個室でたつた一人の時をすこす

特に、県下の名家、岡の九左工門「の死ともなれば、好奇心と同情と、敵意まで加わつた複雑な噂の中に氏の自殺はさんざんにいじくり回わされてしまった。」

死の当日―六月八日朝、清子夫人（故、高橋熊次郎氏長女）は身体の調子がすぐれず、床に休んでいた。九左工門氏は面会を約束していた県庁行きをやめて、組合長をやっていた豊田農業協同組合に顔を出し、自分の貯金通帳から四万五千円を払い出し、両羽銀行長崎支店の借金返済に振りこんだ、組合からの帰りに柏倉文蔵宅と両羽銀行支店にもちよつと顔を見せ、正午近くには元気で帰宅したのであつた。

夫人とともに勝手口に入っていた大工に世話をやいたり、父信弘氏の室で、東京出張で買って来たようかんで、三人の談笑がつづいたがそれから間もなく自室に引込んだ氏は机に向つて、生命保険証券、株券の整理をしたり、ボールペンで借金先を書いたり、無沙汰していた親戚、友人宛の手紙を六通から書いて、たつた一人の時間をすごした。（この時に氏は死といふものははっきり掴んだものらしいが、書けば書けばはすの遺書は

死後に探したが、見当らなかつた。）

夕方、氏は組合の作業場建設の相談と云つて井上忠一農協理事宅に出掛け、それを追うようにして両親、長男の輝昭氏、つづいて女中二人も、その夜、村の小学校である映画会に出掛けてしまい、広い屋敷内には清子夫人と、幼ない三人の妹だけになつた。

夜になって帰宅した氏は九時を打つと、夫人に向つて「ちよつとそこまで出かけて来る」と云い残して再び柏倉家の長屋門から闇の中に姿を消したのであつた。その時の氏は国防色の詰えり服で、氏はすぐ家に引き返し、何かを探がし、それをポケットにしまつて出掛けた。（それが縊死に使つた連尺らしい）十一時前には両親らが映画から戻つて来たが、氏だけは帰つて来ない。心配し出した夫人は輝昭氏らに頼んで、村内の心当りの家を探したが、どこからも氏は見つからなかつた。不安な刻が過ぎて九日未明、胸騒ぎする夫人は「よもや」と思ひながらも八日午後、氏がしばらく一人だけで書きものをした書斎の机をあけて見ると、借金整理、保険証券等がキチンと入つてゐるのを発見したので、びっくりして両親を起こし、出入りのものを全部呼んで、氏を探し初めたが氏はどこにもいなかった。

。裏山の栗の木に連尺をさげ

五十何年前、十三の時から柏倉家に仕えている仁吉爺さんが午前四時ごろ、裏山の栗の木に連尺をさげ、氏が無惨な死体となつてゐるのを発見して、腰を抜かすばかりにびっくりした仁吉さんは山を転ぶようになかけおり、柏倉家に訴えたのであつた。

夫人が「まさか」と心に打ち消しつづけた死がほんとうだったのである。後で変死の検視で、死の時刻は六月八日午後九時半すぎと推定されていたが、氏が死を執行する前、自室に残して行った腕時計が「九時四十五分」のところで止まっていたし不思議なことに夫人が使っている目ざまし時計もピタリ「九時四十七分」で止まっていたので、それで氏の死の時刻は六月八日夜九時四十五分ということにしている。

。みよう字帯刀を許されたその昔

柏倉氏は村山切つての豪農、才十五代九左工門を昭和十五年に襲名した柏倉総本家の当主である。この柏倉家は白河の城主阿部家が徳川三代將軍家光治世のころ、山形県内十二ヶ村に分領をつくった時、豊田村を差配した郷士で、みよう字、帯刀を許され、それから三百五十年、九左工門を襲名する本家を中心に十三軒の分家が、豊田村に絶えることのない柏倉王城を築いて来た。

戊辰の戦役で阿部家も奥羽連盟をつくり、官軍に手ごわい對抗を続けた時、家老の白田某が秘かに福島を逃がれた城主を柏倉家にかばい、二年半以上も豊田から農兵を指揮したこともあり、田地二百町歩、年貢米六千俵を持った大豪族の一人で、国税額で調べた資産は高楯の佐藤莊右工門、天童の仲野半四郎、高松の工藤八之助家に劣ったが、実力はそれをしのぎ、県内長者番付でも右翼に入るものであった。

。明大時代はポルト部の主將

こんな名家に、氏は柏倉総本家十四代九左工門氏（信弘氏）

の長男として明治三十二年六月二十九日に生れた。幼名信弥、未来の当主を約束づけられた信弥氏は明治大学政治経済科専門部に入学したが、学校は格づけだけのもの、ポルト部の主將に推され、大正初期の学費としてはべらぼうに多い、月々二千円づつを送金させて思う存分青春を楽しんだものである。

大正十一年三月明大を出ると、十二月には山形連隊に一年志願兵で入隊、除隊すると父親は柏倉一族経営の長崎銀行（明治三十一年四月創立）をやらせる修業に、信弥氏を野村銀行に就職させる考えであったが、農村金融に関心を持った氏は大正十三年九月に県信用組合連合会に就職したのである。県信連は大正十年の設立で、戸田虎雄会長、遠藤甚兵衛専務理事、職員と名がつくのはたった二名という創立早々のことで、信弥氏は農林中金出向を命ぜられて、翌年三月まで中金本所で勤務した。これが氏と県信連との結びつきで、大正十四年三月十一日、信弥氏は二十七才、清子夫人十八才で結婚、二人だけの新世帯を山形市新築西通りに持って、県信連事務所に通動した。この時分の信弥は金融界に名だたる柏倉家の御曹子として英気颯爽、好んで難問題と取り組み、信連にとっては得がたい存在になっていた。

。県信連との結びつきが岐路

しかしその当時県信連に発生したのが、鶴岡市の荘内販購利組合等に対する巨額の債権こげつき問題である、信連は役、職員あげて整理に奔走、窮境打開に努力したにもかかわらず、昭和九年（一九三四年）、当面の責任者として篠原吉次郎専務理事

をはじめ、戸田会長ら全理事が総辭職し、新役員の手で信連樹て直しに着手したのである。

新しい役員の中に信弥氏も選ばれ、しかも新会長に長谷川平五郎氏（屋代）、専務理事に信弥氏が擬せられた。退陣した篠原氏に私事していた当時の信弥氏の心中は篠原氏に従って信連を去りたかつたのであるが、全理事の眼は、信弥氏を描いて危急存亡の淵に立った信連を持ち直す人材なしとした。

長谷川氏は会長を遂に引きうけず、氏は全理事の熱意と父親九左工門氏の決意に動かされて、その年六月、専務理事に就任したのであるが、氏は全精力を信連再建に傾け、昭和十二年には見事、信連更生を成しとげたのであったが芦溝橋事件がぼつ発した直後、十二年八月二十日から十四年十一月まで応召、召集解除になって十五年七月、長崎銀行監査役になった。その頃、父、九左工門氏が隠居し、信弥氏が十五代、九左工門氏を襲名したのである。

#### 。人生地図を変えた信連入り

十六年四月、東村山郡農会副会長、十七年七月、長崎銀行取締役頭取、十八年から三期にわたって県農業会理事をつとめ、二十二年五月には吉松正彦会長のもとで副会長をやって、戦後の苦難時代を乗り切った。この年におきたのが両羽銀行と長崎銀行との合併で、氏を両羽銀行取締役のまま、新しく出来る県信用農協連の初代会長に推す動きがはつきりしていた。氏は両羽銀行と県信連かけ持ちの是非を当時の山形軍政部サリバン氏に相談したところ、サリバン氏は「二者一択」、柏倉氏のかけ

持ちをはねつけ、いずれか一つを取ることを指示した。氏がその時、両羽銀行入りをしておれば、その後の氏の人生地図は塗りかえられたかも知れない。だが、氏は父祖伝来の銀行入りを避けて、農村金融の道、県信連を選んだのであった。

#### 。虚々実々の浮説に死の抗議

昭和二十三年八月、初代県信連会長理事に就任、翌二十四年五月にも再選されて「死」の年、二十五年を迎えたのである。

その当時の県信連は健全な歩みが続け、二十四年度決算では約百九十万円の黒字を出しており、県下十二万農家の総元締として、供米期には七十億の資金を握る等、市中銀行から羨望の的となっていた際だけに、その時分、事件となった栃木県信連の浮き貸し問題を口火に各県の信連にも巨額の浮き貸しが行われている等虚実交じえた浮説が県内の一部にはもちろん、東京方面にも流れ初め、まことしやかに当の柏倉氏の耳にも伝えられた事実もあり、氏が死を選んだ前日の六月七日に梅津農林部長に連絡し、八日に佐藤業務部長とともに農林部長に会い、伝えられている問題は全く取るに足らぬ虚説であることを述べて、進んで身の潔白を見せることになっていたのであるが、その八日に氏はにわかにその面会を思い止まり、死の準備を急いだのであった。

それは世評に対する抗議の死でもあったろうし、それとも農林部長に対する申し開きをとり止め、死に向ったことは、あるいは浮説を氏自身で認めたものか、「虚」を「虚」と説明するだけの勇氣に欠けていたかの解釈も出るが、それも自殺後に初め

て出た。『しま臆測』にすぎない。それから友人との事業の失敗、親戚の債務保証等、柏倉氏の死が余りに大きな衝動を与えただけに、無理にその原因をつくることに世間は躍起となったが、つくられた原因は、死んだ氏も、残された清子夫人からも知らぬことであつた。

## 信連余裕金運用問題が起きる

### 新聞記事に対し反ばく声明

農林省の県信連検査が昭和二十七年二月十一日から十五日まで五日間にわたつて行われたが、その検査内容が新聞で伝えられたことがきっかけとなつて、問題は信連の運営についての集中攻撃に一転、県議会の論議にまで波及し、ついに佐藤重次郎会長以下理事全員が総退陣してしまふ大騒動がぼつ発した。

問題となつて表面化したのは検査一月後、三月十三日付、山形新聞朝刊紙上に「農家資金東京へ流る―農林省が県信連を調査」と四段ヌキの大見出しで、「県内各町村単協が財政的な窮地に追い込まれ解散の憂目にあつているとき、貴重な農家資金が東京方面の金融会社に流れている事実がわかり、関係者を憤激させているが農林省では去月末抜打的に県信連の経理内容を調査、いま東京の関係会社を調べて裁定を出すはずである。」(原文のまま)を前書きに、農林省が県信連を検査したところ、県信連が余裕金の中から東京信託に一億円、その他金融債二億数千万円、三井などの社債四、五千万円を八回にわたつて短期融資



第11回みのり定期貯金抽せん会

く、農林省検査に対する会としての処理方策よりも、取敢えず全農家への諒解工作をとることになり、同じ三月十三日付で佐藤会長の名で、全農業協同組合長宛の文書を一斉に発送するとともに、当の山形新聞および庄内日報、米沢新聞と、県内発行

の形で預け入れた事実をを摘発したが、この信連の余裕金運用は社債の買入れを認めていない定款に違反し、また農協財務処理基準令にも抵触するものと断じて、何等かの処置に出るだろうことを報道したからでこれを知つた県信連は大いに驚き、佐藤会長、枝松、細谷、遠田三常務理事らは善後策を協議したが、問題の全農家に及ぼす影響が非常に大き

の三紙に声明書を掲載、さらに全国組合金融協会にも新聞報道の事実は誤りであることを強調した文書を送る等外部の疑惑一掃に努めた。

### 農協組合長宛の文書（全文そのまま）

三月十三日付山形新聞（朝刊）才三面に「農業資金東京へ流る云々」の見出しで、本会の余裕金運用について、あたかも不正があり、これがため農林省より本会を検査し、なお疑惑を持っている等の記事が掲載されました、意外に思われた事と存じます。

しかし事實は全く無根でありまして、本会にいささかの不正もなく、健全に、しかも堅実に運営されておりますので御諒承の上御安心下さるよう御願いたします。

本会の余裕金運用といたしましては十月末において三十億円のうち、十六億円を農林中央金庫に預け入れ、九億五千万円を、貸出および食糧前渡しとし、残額はその他に運用いたしましたわけですが、そのうち、昨年十月六日開催の常務理事会ならびに同年十一月七日開催の役員会の決定にもとずきまして興業債券九千万円、勸業債券三千万円の金融債券を取得いたしました。

そしてこれは去る二月二十九日までに全額決済、元利共入金済であります。

この金融債券による資金運用につきましては、昨年五月二十三日に開催いたしました本会才三回通常総会におきまして才七号議案として上程いたしました議決されましたところでありまして政令、その他定款等にはいささかも抵触しないものでありますことは御承知の通りであります。

水稲単作の本県におきましては、供米代金の流入いたします時期は各金融機関の資金量は勿論、農村におきましても資金の潤沢な時期でありますので、この期間に最も安全、確実に、しかも有利に農業資金を保護、管理することが本会の大きな使命であり、任務であると確信するものであります。

この資金需要の少ない時期において最も安全確実な金融債を取得し、短期に運用いたしましたことは本会の運営にいささかの支障を来たさないのみか、本県農村にとって、むしろ有利な方途であったと存じておるものであります。

また去る二月十一日より十五日までの五日間にわたり、農林省の検査が行われましたが、この検査があたかも本会の不正によって行われたかの如く報道されておりますが、この検査は通常の常例検査でありまして、各県において既に実施されたことであり、本会の不正の為に特別に実施されたものではないのでありまして、講評にもかかる面での指摘はなかつたのであります。

以上の通り今回山形新聞によって報道されました、本会運営についての記事は全く事実無根のことです。

つきましては、右充分諒知の上、この記事によって生じた農家の方々の疑惑ならびに不信の念を一掃され、本県組合金融の健全発展のために今後共一層の御協力あらんことを御願いたします次第であります。

なお十三日付を以て山形新聞、荘内日報、米沢新聞に声明書を發表いたしておりますので申添えます。

昭和二十七年三月十三日

山形県信用農業協同組合連合会

会長理事 佐藤重次郎

各農業協同組合長殿

## 抜打ちでなく常例検査

この声明によって農林省検査なるものが新聞が伝えるような信連の不正を衝いて突然に行われた検査ではなく、農林省が通常実施している常例検査であることを明かにして、新聞記事を真向うから打消し、取るに足らないデマ記事とした。

## 信連余裕金運用の実相

### 非難の中心は佐藤会長へ

非常に強腰な県信連の新聞記事粉砕の反駁声明等で、農家の信連に対する疑惑、不信は一時の動揺で納まるかに見えたが、何故か当時の各新聞は信連攻撃の手を緩めず、一斉に信連追い打ちをかけ、連日にわたって普通記事でとり上げたほか、社説までこの問題を解説、究明し、信連の事実無根声明を駁し、問題の中心は佐藤重次郎会長にあって、同会長の存在する限り、問題の解決がないことをほめかすようになり、世論は県議会を動かし、信連擁護の立場に回った県当局と議員との間に激しい論議がくり返えされた。

余裕金運用の是非から一転して会長退陣を迫られた佐藤重次郎会長に対するごうごうたる非難の事情は別として、問題の本筋である信連定款に違反するか、財務処理基準令に触れて農林省の検査によって強く指摘されたような不当な資金運用の事

実があったかどうかという点、

県信連の定款は余裕金運用について、昭和二十三年八月の創立当時は社債の買入れを認めていたが、二十六年五月にこれを変更して、社債買入れを削除した、しかしさらに三十二年十月三十日の定款変更では「農協財務処理基準令」の規定に基づいて才五十五条 この会(信連)の余裕金は左に掲げる目的以外の目的には運用することが出来ない。

- ① 農林中央金庫、銀行もしくは郵便局への預金
- ② 国債証券、地方債証券、政府保証債券または農林中央金庫、もしくはその他の金融機関の発行する債券の取得
- ③ 金融機関以外の法人の発行する債券で、主務大臣の指定するものの取得

と、嚴重に取得する株式の選定を制約して、新しく社債の取得を認めたものにしたのである。

しかし問題が発生した二十六年、七年当時の信連定款には社債取得を認めていなかったものである。

ところで県信連が吸収する農家貯金は七五%をしめる単作地帯の米代金が大部分で、毎年十月から急激に上昇線を示すが、翌年の二、三月から肥料代金、税金等の支払いのために次々に減り出し、八、九月の端境期には営農資金の不足となって現れ、多額の借入金が必要となるのが常態となっているので、県信連ではこうした事実を基礎に余裕金を安全に運用するほか、有利に回すところの「余裕金運用計画」にもとづいて、十月から翌春、二、三月までの間に余裕金を運用、四月以後の金づまりに準備することになり、二十六年にはその具体化のために、

五月二十三日開催の才三回通常総会で、才七号議案「余裕金運用に関する件」を提出、

余裕金預入先銀行として両羽、庄内、勸業、富士の四銀行本、支店を、また取得する金融債券としては興業債券九千万円、勸業債券三千万円を決定、十月六日には常務理事会（枝松銜藏、細谷庄左工門、遠田善兵衛の三氏）で運用具体策を樹て、さらに十一月七日開催の役員会に諮って実施を決定した。

### 運用の内訳

信連が運用を実施に移すころ、即ち十月末の余裕金は三十億円で、そのうち十六億円を農林中央金庫に預金、九億五千万円を貸出し食糧前渡金に処理し、残額をほんとうの余裕金運用に回したわけだが、それには総会の承認に従って一億二千万円の金融債取得のために東京信託、中央信託、野村証券の三社に前後七回にわたって預託した。その内訳は

。東京信託（興業債券）二千万円、一千万円、二千万円、一千五百万円、一千万円の五回、計七千五百万円

。中央信託（興業債券）一千五百万円

。野村証券（勸業債券）三千万円

つまり、さきにきめた金融債として興業債券九千万円、勸業債券三千万円を取得し、二十七年二月二十九日には全額決済されて、金利とともに信連に入金となったのであった。

このように信連は計画通りに取り組んだ金融債取得のほか、二十六年末に年末決済資金に困った両羽銀行から四千万円の融資を相談された。信連は余裕金の中から両銀に融資することを承諾、二十七年二月末日を返済期日とした条件で四千万円

を両銀に融資し、両銀は信連に農林中金債二百万円、東北興業社債三千八百万円を差入れたのである。

## 三千八百万円の社債取得が問題

農林省の三検査官による県信連検査は二十七年二月十一日から五日間行われたが、他の連合会に対するものと同じ、常例検査であって、検査終了後、信連の全役員の名簿を求めて講評し、約一ヶ月後詳細な意見書が県経由で佐藤信連会長の手許に送達された。

この検査では外部に伝えられた一億二千万円の金融債券取得は正当な余裕金運用として認められたが、問題となったのは両羽銀行に対する四千万円融資の性格と両羽銀行から受取った東北興業社債三千八百万円を取得した事情であった。

### 信連のかくし財産の疑惑氷解

信連の両銀に対する融資は預金であったが、両銀は信連に預金証書のほかに中金、東北興業社債券（額面四千万円）をも渡した。なぜ両銀がこのようなまことに不思議な処置をとったかという点、同業者の間の誠実な取引の印として担保の意味を持たせた債券であると同時に、融資を二つ返事で承諾してくれた信連の厚意に代えて、普通預金、貸付けよりも利回りのよい四千万円の有価証券購入に装い、返済期日に高利をつけて四千万円の返済を図ったもので、農林省検査官は信連の帳簿、書類からはこの事実を知ることが出来なかったが、金庫内からそれ



らの証券を発見し、勢い信連に「かくし財産」の疑惑を抱き問題を究明するうち、かくし財産の疑いが氷解したが、信連の主張する通りに有価証券取得としても、その中に信連定款で取得を認めていない社債を三千八百万円から取得したことは定款違反、農協財務処理基準令に抵触している疑いがあると解釈した。

しかし問題の真相は社債入手ではなく、信連、両銀両者間の誠実と善意から処理された単なる融資であることが信連幹部の説明で判明し、検査官も納得するに至り、後日の意見書ではその点に触れ、「信連が社債を所有していたことは定款違反とも見られるが、しかし、問題の内容を知るとき敢て叱責するまでのものではなく、情状を酌量して取り上げないことにする。今後の余裕金管理、運用には篤と留意されたい。」という意味の訓告を与えただけで、農林省の検査問題は解決しただけだが、この真相は伝えられることもなく、むしろ日を経るに従って誤り伝えられ、作爲的に誇張されて行き、佐藤会長の強弁的な説明はますます外部の反響、反感を買うだけで、一時は世評に動かされた司直の捜査にまで登場し三月二十五日には信連、両銀の両当事者が山形市署に出頭、事件の真相を説明する等のこともあったが、検査当局も刑事責任を負わせるものでないことと断じた位であったにもかかわらず、ひとり県議会は執拗にこの問題を採用上げ、信連不信の態度をはっきりさせ、佐藤会長糺弾の矢を放ったのは何故だったろうか。

## 信連余裕金 運用問題 県議会で問題とりあく

昭和二十七年三月十八日県正庁で開かれた県議会農林常任委員会（委員長大山不二太郎氏）は県信連の余裕金運用問題を取り上げ、水野県農林部長と橋田、金沢、紺野、沢渡、佐藤（篤）氏等委員との間に活発な質疑、発言が行われ、途中秘密会に移った後、佐藤会長の道義的責任を断固追及し、これまで県が信連に行つて来た預託を中止するとの強硬態度を決定した。この日の審議内容を県議会々議録で示すと次の通りである。

### 県農林委員会の記録

。昭和二十七年三月十八日午前十時二十分県正庁農林常任委員会々議録（二十七年三月定例県議会）

一、出席委員 大山委員長外十三名

橋田委員 農協に重大関係ある県信連の新聞記事にあるようなことが事実とすれば、県信連に対する県の預託を直接に農林中金に預託することを要望したい。

委員長 水野県農林部長に新聞紙上記載の内容について説明を求む。

部長 本件は審議するに先立ち、事件の性質から秘密会にせられたい。

大山委員長 秘密会を宣す。

（委員および議員ほか退場）

（秘密会中の経過省略）

午後三時半、十分休憩、三時四十分開会。

大山委員長 〓 秘密会を解く。

紺野委員 〓 ヒモ付きの預託について主張。

橋田委員 〓 県において県信連に預託することに反対。

沢渡委員 〓 農林中金に預託するよう、また信連理事者の調査、道義的責任の追及をなされてはどうか。

佐藤委員 〓 信連において道義的解決を見るまでは農林中央金庫に預託することを要望あり。

## 委員の態度強硬

### 県の信連預託は保留

十八日の農林委員会に続いて、三月二十一日の総務委員会(佐藤(弥)委員長)でもこの問題が本間委員の手でとり上げられ、小野県出納長が「信連の行為が違法か違法でないかは別として、県信連を信用したい」との答弁したことをめぐって激しい応酬が交わされた。

次いで五月一日午後三時すぎから県農林部長室に開かれた農林常任委員会は陳情、請願五件(才一三号一七号)を審議したが、請願才一三号は「県信連に預託方について」で、有畜農家創設事業に伴う家畜導入資金として県信連に対して県費三千万円の一時預託を信連から県議会、県知事に予て請願していた

ものだが、この時も信連に対する委員の態度は強硬で、前回(三月十八日)同様信連の余裕金問題に佐藤会長らの良識ある解決を見るまでは信連預託の段階でないとの意見が大勢を制し、才一四号から才一七号までの全部の陳情、請願が採択となったにもかかわらず、信連からの請願(才一三号)だけは条件つき保留となってしまった。

### 昭和二十七年四月定例県議会

#### 農林常任委員会会議録

(五月一日午後三時五分県農林部長室)

陳情、請願五件(才一三号一七号)

——請願才一三号(県信連に預託方について)の件は前議会(註、三月定例県議会)において問題となったものであり、各委員の強硬な意見発表あり。

橋田委員 〓 本請願の願意は諒とするも、県信連現在の段階では全く預託は考えられない。

佐藤委員 〓 県信連の良識ある解決までは農林中金に預託すべきである。

黒田委員 〓 問題解決まで本請願は保留すべきである。

(この意見に賛成多数)

大山委員長 〓 本問題についてはその内容がはっきりした時を待って他日継続審議することにし、保留といたします。

(陳情、請願は請願才一三号保留を除き、全部採択。)

# 嵐の中にたたされた佐藤会長

## 信連余裕金問題



県議会の一部で再三云うところの「信連の道義的解決」とは、県民の不信を買ひ、農民を動揺させた信連の余裕金運用問題をひき起した当の責任者、県信連会長佐藤重次郎氏に対する善処要求であつて、水野県農林部長、小野県出納長ら、問題の実相を知る県当局の説明で、問題の内容はそれまで流布されたものと違い、信連の運営そのものに一沫の心配もないまでに氷解していたにもかかわらず、飽くまでもこの問題を追究した議員の真意は予て佐藤信連会長に対して持つていた

不信、排撃の空気が、この問題をきつかけに、一挙、佐藤会長攻撃の動きに出たものとされている。

### 政界失脚から信連会長狙う

不評の焦点に起たされた佐藤重次郎氏  
 —とは明治二十六年(一九五二年)七月  
 第三代会長 佐藤重次郎氏 十八日東置賜郡高島町大字高島八〇九に生れ、高島尋常高等小学校を出ると、四十二年から大正二年まで、岩手県下閉伊郡岩泉町小泉牧場で畜産業を修業して高島に帰り、大正九年、二十八才で牛馬商を開業したが、この道で忽ち頭角を現し、昭和十九年に県家畜商組合連合会副会長、二十年四月には県家畜商組合長、戦後の二十四年四月、県競馬運営委

員長となる等、県畜産界の巨頭にせり上がった。

昭和九年四月の高島町会議員当選をきっかけに、二十二年五月、県会議員となつたほか十三年一月、高島町信販購利組合専務理事、十八年四月、同組合長、十九年三月、高島町農業会副会長、二十四年五月、高島町農業協同組合長、屋代郷農村工業農業協同組合連合会々長に、同年五月には東南置賜郡組合長会から推されて県信連理事に当選、二十六年五月の改選で再選され、会長理事に就任したのでから、余裕金運用問題で不評を買つたのは会長のイスについてから、僅かに一年後のことであつた。



強い断念を以て  
 江口太一郎氏  
 断念された

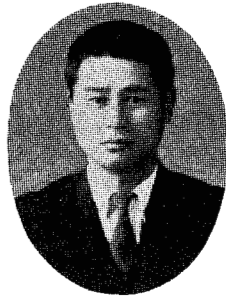
その会長就任に際しても、氏に名付けられた「重爆」そのまま、己れが目指す信連会長のイス獲得のためには手段を選ばず、組合長の間をとび回つた。二十六年五月の信連役員改選に東南置賜地区から送る理事候補は信連常務理事江口太郎(犬川)、理事佐藤重次郎(高島)、同相田助左工門(塩井)の三氏のほかに新しく渡部幸太(大塚)氏も加わり、その中から三名に絞ることになったが、地域的な振合いの関係で、江口、佐藤両氏のうち一人を引込める形勢を知つた佐藤氏は強引に江口氏を断念させ、相田、渡部氏と共に信連理事に当選した。

この年、四月三十日行われた県議会議員選挙に佐藤氏は東置賜郡から自民党候補で出馬したが、二十二年当選当時のさきの勢

威がなく、僅か六、三二五票をとっただけで落選してしまった。氏の落胆ぶりは他人目にも痛々しいほどであったが、氏は忽ち、強く政界復帰の念を燃やし、その抛りどころとして着目したのが、農協事業支配であった。農協を選ぶとすれば、県信連理事、さらに一気に会長のイスをかく得ることであつたので、江口氏を棚上げして、信連理事を射とめると、直ちに会長就任の準備に着手した。

### 佐藤、枝松両氏一票を争い佐藤氏勝つ

当時、最も有力な会長候補にあげられていたのが枝松銈蔵(南金井)氏である。枝松氏は昭和二十三年八月の県信連創立以来



佐藤氏と争つた第二代会長  
枝松銈蔵氏

二期連続して常務理事をつとめ、殊に二十五年六月八日、柏倉九左工門会長が急逝した後、この二十六年五月の役員改選まで会長のイスにあつただけに、会長候補に名乗り上げた佐藤氏にとっては枝松氏の存在は頭痛の種になつた。氏の生やさしいものでなかつた。

会長を互選する新理事は枝松銈蔵、細谷庄左工門、遠田善兵衛、岡部助七、木村喜吉、山口弘、佐藤重次郎、相田助左工門、渡部幸太、宮崎喜一郎、太田徹、高山庄太郎、西川彦雄の十三名であつたが、どうヒイキ目に見ても佐藤候補に不利な顔ぶれで、自派の陣営を固めるとともに、暮夜、あるいは、早曉に自

らオートバイを駆って理事宅の門を叩き、会長執念の胸の中を訴えた。

そして六月はじめ、会長決定のために信連山形寮で開かれた役員会で枝松、佐藤両候補決選投票の結果が太田徹理事から発表になり、投票を行った結果、佐藤重次郎理事を会長に推薦することにした。と、佐藤候補七票、枝松候補六票で遂に佐藤新信連会長誕生が異様な空気のことで事実となつて出現したのであつた。

会長候補を一人に絞ることが出来ず、決選まで持ちこみ、しかも一票を争つたことは、その当時既に信連の内外に佐藤氏不信の声があり、佐藤新会長がもし実現した場合、信連の対外信用が失墜することを憂慮し、極力、佐藤氏の会長就任を押し止めようとした理事の間の真面目な気持ちが決選を生んだのであつた。

佐藤氏ににじみ出る体臭、商売熱心な起居振舞いは信用才一の信連会長としては相応しからぬものとして、出来ることなら会長になつてもらいたくないのが、役、職員の誰れもがその当時持っていたというのが偽りのない感情であつたが、しかし佐藤氏については会長という権勢の座にすわつた。

### 孤立化した佐藤会長

不評のまっただ中にある佐藤会長の心は決して平静なものでもなく、不評に酬いるに強直、専横で押し通し、とかく奇異の感を抱かせるような行動に出た。佐藤会長に対する周囲の憤激は

表面に現れ、会長が威だけ高くなって権力を揮えば、それだけ役、職員との間の溝をますます深いものにして行き、職員のみならず、職員運動が出るまでになった。

こうした中で農林省検査が行われ、余剰金問題が指摘されたのだが、佐藤会長は運用問題について新聞に報道されると、烈火のように怒り、内部で当り散らすはまだしも、農林省検査官に強弁、問題を取り上げた県議会、県当局を誹謗、攻撃し、己れ一人正しいとの強腰な態度をまげようとしなかったので、信連内外の世論は、この問題の本質であるべき余剰金運用問題の正邪を明らかにすることから横に外れて、佐藤会長糾弾に一転して行き、農林委員会が再三にわたって、佐藤会長退陣を要求するまでになったものであった、流石の佐藤氏も孤立無援、四面楚歌の中に、重大決意をしなければならぬ情勢に追いこまれてしまった。

## 佐藤会長退陣で問題解決

### 単協から引責辞職を要求

佐藤会長退陣要求の動きが一向に緩和されず、県信連の通常総会が昭和二十七年五月二十二日午後一時から山形市議会議事所で開かれたが信連問題の成り行きを重視していた各郡単協組合長会議はこのような憂慮すべき事態を惹起したのは佐藤信連会長等の責に帰すべきであって役員総辞職を要求するとの意

見に一致し、信連の総会が開かれる前日の五月二十一日、県販売、県購買両連合会総会に出席した単協組合長は協議の結果、代表をあげて、信連に佐藤会長らを訪ね、信連役員総辞職の要求決議文を手渡すことを決定、販、購連総会終了後、二十一日午後、県農協組合会長々長横尾健三郎氏（本沢）を先達に、渡辺七兵衛、佐藤啓輔氏ら各郡組合長々長をはじめとした二十余名の組合長有志は信連役員室で佐藤会長、枝松、細谷、遠田常務理事、相田、太田、西川、高山各理事と面会、組合長代表から「今回の問題をひきおこしたことは農協運動に重大なマイナスとなった。信連の信用を挽回するためにも信連理事は総辞職し、道義的責任をはっきりさせるべきである」ことを述べて、佐藤会長らの決意を促し、翌二十二日の総会に総退陣を表明すべきことを求めた。

### 総会で理事総退陣を表明

これに対して佐藤会長は「今回の問題に対する役員としての責任は痛感している。問題の正否は別として、会員の総意が我々役員に退陣を求めているとすれば、それに従うにやぶさかではない。ただ今直ちに理事が総辞職すれば、信連運営に空白期間が出来るので、その点をどうするか、考えねばならないので二十二日の総会前までに総辞職することは答えられない。もう一度総会後に各位と話し合いたい。」

と、即時退職を回避する態度であったが、横尾氏ら代表は即刻退陣を重ねて強く要求、結局、物別れのまま、佐藤会長は同日

夜から総会当日の二十二日朝と二回にわたって、組合長代表からの総辞職要求を中心に、総会对策を全役員とともに協議した。役員総辞職の可否について両論に別れたが総会当日になって漸く信連の信用回復のために理事総退陣を総会で佐藤会長から表明することに決定したのであった。

明けて二十二日午後一時から山形市議会議事所で開かれた県信連才四回通常総会で開会ぼう頭、挨拶に起った佐藤会長は問題の責を負い会長一人退職することを言明したが、枝松常務理事は理事十二名を代表し、新しい観点から再出発するため理事全員も辞職する決意を述べ、留任の意思のないことを明かにし、全理事は小関代表監事に辞表を提出、六月早々に臨時総会を開いて理事を改選することになった。

### 理事改選で問題解決

このような経過で佐藤会長の退陣は急転、解決し、理事十三名補欠選挙の信連臨時総会は六月三日午後一時から山形市議会議事所で開催、選挙を行った結果、次のような理事が選出された。

(三三票)山木武夫(新堀)、(二六票)国井



理事選挙の信連臨時総会 (昭和27年6月3日)

信一(高松)、(二二票)佐藤重次郎(高島)、(二一票)太田徹(北郡東郷)、(二一票)細谷庄左工門(東金井)、(二〇票)枝松銈蔵(南金井)、(二〇票)岡部助七(広瀬)、(二〇票)山口弘(南平田)、(一九票)遠藤又四郎(西田川、上郷)、(一八票)相田助左衛門(塩井)、(一七票)渡部幸太(大塚)、(一七票)高山庄太郎(新庄)、(一五票)宮崎喜一郎(小国)

次いで六月九日開催の才三回理事会で会長、常務理事を互選の結果、満場一致で、新会長には山木武夫理事、常務理事には枝松銈蔵理事が推されて、内外の信頼に応える新陣容が発足した。

また県議会で保留のまま、くすぶり続けていた県費預託の県信連請願は、五月二十二日の総会で佐藤会長ら全理事の引責退陣声明と同時に、五月二十六日午前十時半から県議会図書室に緊急農林常任委員会を召集して、全員一致で採択し、長い間波瀾を重ねた信連の余裕金運用問題は完全に終息したのであった。

無常の風に吹かれて信連会長のイスを去った佐藤氏は二十七年六月から、二回信連理事に当選、信連との関係を続けたが、そのころの氏は孤影悄然として、かつての面影は全くなく、三十年七月、病気にたおれた氏は遂に起つことが出来ず、「一代男」の最期はあまりに脆く、六十二才で逝去した。

佐藤重次郎会長失脚の後にすわった才四代目会長山木武夫氏は県信連の内外から就任を祝福された。山木氏こそ全組合人が求めて遂に探すことの出来た、又とない最高の信連会長であったからである。

山木氏は明治二十六年（一八九三年）四月四日、酒田市大字

山形県の誇る農協人  
山木武夫氏の人柄



山木会長の出現

（氏はあまりにも有名な存在である）

落野目字十寸穂七〇（旧新堀村）に生れ、県立庄内農学校を出て、大正六年七月、県立自治講習所の才一回卒業、昭和三年三月には敵父の遺業である新堀村信用組合を再建して、新しく落野目信用組合を組織し、組合長となって産組運動に乗り出した。産業組合中央会山形支会理事、県信用組合連合会理事、県産組連合会理事、庄内支所長、産組中央会山形支会庄内支部副

会長、同じく会長、山居倉庫の産業組合経営の念願が実現すると、十四年十月には財団法人北斗会常務理事となった。

昭和十八年十二月（一九四三年）、団体統合で県農業会が結成されて、理事、田川支所長に就任した。戦後、農業協同組合法が出来ると二十三年四月には新堀村農業協同組合長、同年八月県信連理事、二十四年五月、庄内購買連理事となった。二十七年六月、県信連の余裕金運用問題の結末として佐藤重次郎氏ら全理事退陣した際の臨時総会で再び信連理事となり、会長に就任、それから三十五年五月まで四度重任した。

二十九年八月、県農業会議副会長、九月、農林中金理事、三十二年には全国農協刷新強化対策委員会委員、同組織強化審議委員会委員、庄内経済連経営の庄内倉庫株式会社社長になった。政治方面では昭和十七年五月の翼賛選挙に非推せんで産組陣営から立候補したが次点で落選した。しかし、二十一年四月に行われた戦後最初の総選挙には無所属で出馬、定員九名中才三位で当選、衆議院議員となった。この選挙は一県一区で二名連記式、殊に婦人の参政権が認められ、二十才以上を有権者としたため、定員九名に対して四倍の三十六名が立候補し、当落の予想が出来なかったが、当選者は松浦東介（自由）、小野孝（同）、山木武夫（無）、米山文子（中道会）、大久保伝蔵（進歩）、牧野寛索（自由）、海野三朗（社会）、石黒武重（無）、岡司安正（無）氏の順位であった。翌二十二年四月、新堀村長、酒田市に新堀村が合併になると、三十年五月には酒田市議会議員に当選、議長に就任した。議長の仕事は三十一年八月に退いたが、三十四年五

月の市議改選でも引き続き当選している。

長い農協事業功労者として昭和三十二年十一月開催の才五回全国農協大会で全国表彰をうけ、また三十三年十一月三日には藍綬褒章をもらう等、山形県が誇りとしてい存在である。

氏の祖父が組合長であった新堀信用組合は明治三十年代に出来た、本県でも古い組合の一つであったが、阿部孫左工門代議士の選挙費用等のために四十三年に解散してしまつた後は新堀村落野目には組合が存在していなかつた。昭和三年三月、氏が組合設立の中心となつて、自宅の一部を事務所提供して「落野目信用組合」を設立したのであつた。組合長といつても無報酬で肥料資金、生活資金の貸付け事業を発売にやつた。翌四年には全村に呼びかけ、組合員四百七十二名の全村を区域とする新堀信販購利組合に発展し、県下屈指の模範組合として名声をはせるようになった。三十一年度貯金平均残高一億一千万円、米販売四万五千俵、購買事業三千二百万円の成績が示すように三十年間に知事、全国中央会、農林大臣から何十回も優良組合として表彰されて来たことは氏の云つている「農民のためになる組合とこれを中心とした農村振興」の強い信念と卒先陣頭指揮のためであつて、産業組合時代に始まつた氏の熱烈な組合運動は農業会、農業協同組合時代に入つても変ることがなく続けられている。

氏が快よい回想に浸られるものに、氏が庄内全組合の陣頭に起つて斗い抜いた組合倉庫かく得運動がある——庄内百万石と云われる米産地、庄内には古くから旧藩主酒井家一統が経営す

る山居倉庫と鶴岡倉庫の両牙城が存在し、庄内米取扱いの利益をろう断していた。特に山居の名声と実力の前の産業組合は、ほとんど無力に等しいもので時たま山居に対抗して農業庫を、建てて、米の取扱いを開始してもたちまち山居に押し潰され、涙を吞んで組合側は常に敗退していた時、氏は盟友の渋谷勇夫氏と敢然起つて、組合倉庫建設の火ぶたを切り、昭和九年二月には新堀に五百八十八坪、一万八千石を収容出来る農業倉庫を建設、それ以後に多くの組合に建設される組合倉庫の先べんをつけたのであつた。

反逆者と呼ばれ、愚かもと罵られても氏は山居と闘つて一歩も退かなかつた筋金入りの闘士であつた。昭和十四年秋、当時の県購買、販売組合連合会が当の山居倉庫を一かつ賃借契約することに成功、庄内全農民に営業倉庫を解放、さらに十年後の昭和三十二年四月十八日、庄内経済連が山居倉庫を、三十三年二月には北斗会所属倉庫を相次いで買収し、庄内農民が長い間持ち続けた山居倉庫入手の夢を完全に実現させたが、これら三回にわたる買収までの交渉の間に動いた山木氏の功績は絶対なもので、山居側との表面契約者は十四年の際は高橋辰二県購買連会長、三十二年、三十三年の時は豊田永治庄内経済連会長だが、裏の立役者は山木氏であつた。

それでこそ、十四年に山居側が県購買連に倉庫を賃貸契約すると同時に酒井家が設立した北斗会常務理事に推され、三十二年の山居倉庫買収直後、庄内経済連は山木氏を社長にした、「庄内倉庫株式会社」を組織し、改めて庄内経済連が同社から貸借



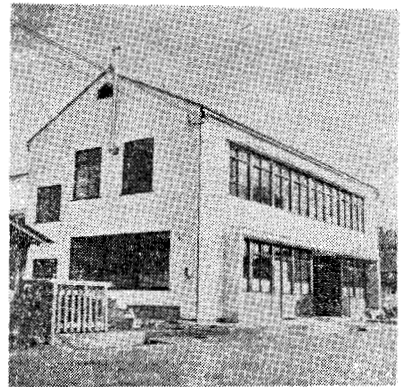
することに於て、山木氏の功績に酬いたのである。

昭和二十二年、新堀村長になると同村の飲料水不足解決のために三千五百万円の工費で全村に簡易水道施設をつくり、また新堀土地改良区理事長として四百町歩の区画整理、排水工事を完成する等、名村長として慕われた、農村の二・三男対策、転落農家対策のため、自治講習所長加藤完治氏を助け、朝鮮開拓、満洲開拓協会を設立して、当時の国策である移民に尽力したほか農村青少年の農業技術教育施設として鳥海山ろくに「鳥海農民道場」を設立する等、氏の歩んで来た道はすべてが本県の協同組合運動の歴史を飾るに足るものである。

## 組合金融連盟の結成

山形県組合金融連盟は昭和二十四年二月十二日に山形市城北の県蚕糸会館で結成された。組合の金融業務を担当するものが農村金融の諸問題を研究し、組合金融制度、業務の刷新強化をはかろうとしたもので、農協発足とともに各地区に組合金融連盟または農村金融研究会を結成していたが、二十四年になって県一丸の連盟組織をつくることに相談がまとまり、結成大会にこぎついたのであった。

委員長は県信連業務部長佐藤亮、副委員長には農林中金山形支所次長宮嶋八弥、西置賜郡東根農協金融主任梅津吉郎氏が選ばれ、地区別委員とともに、県下各単協の金融担当役員、連



長井市に出来た農協会館  
(信連の支所と事務所は昭和三十五年に新築の西村山支所を最後に全部新築された)

金「たすけあい貸出金」も、元はこの連盟が運動したからで、自己研鑽のために開いた事務講習会、事務競技会、機関紙「農村金融」の発行、農青連結成に協力する等、農協事業に大きく貢献した。

山形県の連盟と前後して東北各県にも県連盟が設立し、二十四年四月には山形を中心とした東北連盟結成準備会が開かれ、九月、大鱈で東北の盟友を一体にした東北組合金融連盟を結成し、初代委員長に佐藤山形県委員長が就任した。

県連は三十一年五月に佐藤委員長が退き、三十一年度からは鈴木民治(鶴岡市栄)委員長となったが、三十三年六月末をもって、当時農協部門の統一性の見地から各地区に設立の機運にあった総合職員連盟の発足に努力するため、自主的に解散した。



参事 佐藤亮氏



監理室長 長岡重司氏



総務部長 加藤信一氏



業務部長 山口純吉氏



対優先のこの会で、

氏が中樞をつかむのが当然であろうが、柏倉初代会長の自殺事件、佐藤才三代会長の失政と余裕金運用に対すごうごうたる世評等相次いで

### 三十一年五月の機構改革で参事となった佐藤亮氏

昭和三十一年五月の機構改革で参事となった佐藤亮氏は大正三年（一九一四年）九月十五日、東田川郡藤島町（旧渡前村）の生れである。

佐藤氏の旧信用連入りは太平洋戦争ばっ発して一年後の昭和十七年十月、この時は県信、販、購、利連合会が出来る直前で、信連の本業勤務というよりは、戦争がつくった「県組合金融統制団」の仕事に入った。

昭和十八年十二月に県農業会が発足して二十二年二月、資金課長、県信連設立には長岡重司（現、監理室長）、池田雅夫氏（現東南村山支所長）とともに設立事務局を云いつかって信連づくりに働いたが、当時、連合会設立に絶対的な権力を使い、散々各連合会を叱りとばしていた占領軍から一回も文句が出ず、はめられたのはこの佐藤氏ただ一人であったのを見ても、氏の非凡な手腕がうかがえた。

二十三年八月、県信連が設立して、すぐ業務部長、業務が絶

発生した問題の度毎に氏の存在は大きく評価されて行った。氏の先輩、寒河江総務部長が健康に恵まれず、とかく実務から遠ざかりがちになったのと対照的に確固たる地位をかく得した。

県信連は三十一年に参事制を採用をし業務執行体制の確立と事務能率の向上を図るため、トップ、マネージメント制を強化し一云々と、この参事制を説明しているように、山木会長は佐藤氏をそのトップ・グループのかなめにし、山木ブレンのおさ



初代総務部長 寒河江正雄氏

二十四年二月、氏の音頭とりで組織した県組合金融連盟の委員長を三十一年五月まで引きうけ、さらに東北組合金融連盟委員長をも参事就任の時までやって、農村金融の実務では東北での最右翼にな

っている。氏の肩書きには県農山漁村振興対策審議会専門員、中金預金施設審議専門委員会委員、農協刷新拡充三ヶ年計画推進委員、県農青連、県農協婦人部協議会顧問等がある。

西 方										東 方									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	黒	東	大	本	西	東	北	東	新	遊	中	西	長	屋	渡	山	南	大	大
根	和	橋	郷	岡	合	田	栄	堀	市	野	平	荒	瀬	代	添	山	野	泉	町
田	川	市	和	郷	岡	合	田	栄	堀	野	平	荒	瀬	代	添	山	野	泉	町
共	九	八	八	九	九	九	九	九	九	共	九	八	八	九	九	九	九	九	九
九	七	七	七	七	七	七	七	七	七	九	七	七	七	七	七	七	七	七	七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
内	東	八	上	西	藤	柴	大	黄	蔵	常	犬	赤	米	蔵	沖	栄	広	戸	窪
郷	島	郷	郷	岡	野	橋	塚	金	増	万	川	郡	田	市	王	郷	野	沢	田
郷	島	郷	郷	岡	野	橋	塚	金	増	万	川	郡	田	市	王	郷	野	沢	田
毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛	毛
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮	成	小	亀	滝	東	八	高	稻	押	鈴	蚕	東	上	本	致	添	出	舟	玉
宿	田	島	岡	郷	郷	郷	郷	郷	郷	川	桑	郷	郷	芳	川	羽	形	原	野
宿	田	島	岡	郷	郷	郷	郷	郷	郷	川	桑	郷	郷	芳	川	羽	形	原	野
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

蒙御免

農業協同組  
合貯金番付

昭和33年  
現在31日

勸進元 県

信 連  
(単位千円)

資 産 の 部 (単位円)

現預金	1,434,151
有価証券	531,807,908
貸出金	11,862,280
食料代金	646,382,445
保証債務	48,871,102
雑固定設備	17,190,000
関係機関	2,346,395
補正	4,613,674
農勤	3,464,000
資産合計	10,169,012
	46,500,000
	1,324,640,969

負債及び資本の部

貯借金	958,225,840
保証債務	281,817,270
補正	17,190,000
雑	23,658,297
引当	6,752,591
前年	32,435,000
当年度	2,336,250
当年度	332,009
当年度	1,903,710
負債及び資本合計	1,324,640,969

第二年度

(自昭和二十四年三月三十一日)

貸借対照表

資 産 の 部 (単位円)

現預金	1,060,208
有価証券	1,057,031,851
貸出金	1,862,280
食料代金	600,000
保証債務	33,418,909
雑固定設備	296,436,617
関係機関	23,484,287
補正	3,620,981
農勤	3,475,000
資産合計	46,765,816
	88,106,882
	267,953
	1,556,157,583

負債及び資本の部

貯借金	1,358,779,983
保証債務	150,924,917
補正	4,019,081
雑	1,307,667
引当	17,839,258
前年	10,286,204
当年度	11,460,000
当年度	1,540,470
負債及び資本合計	1,556,157,583

第一年度

(自昭和二十三年三月三十一日)

貸借対照表

資 産 の 部

(単位円)

負債及び資本の部

I 流 動 資 産	
1 現 金	2,430,251
2 預 金	678,791,843
3 有 価 証 券	27,163,489
4 割 引 手 形	0
5 貸 出 金	648,117,305
6 債 務 保 証 見 返	9,570,000
7 食 料 代 金 決 済 勘 定	4,130,307
8 雑 勘 定	14,815,715
流動資産合計	1,385,018,913
II 固 定 資 産	
1 外 部 出 資	9,983,000
2 固 定 資 産	11,756,341
固定資産合計	21,739,341
資 産 合 計	1,406,758,254

III 流 動 負 債	
1 貯 金	1,178,446,491
2 借 入 金	131,277,500
3 債 務 保 証	9,570,000
4 雑 勘 定	27,506,074
流動負債合計	1,346,800,065
IV 固 定 負 債	
	0
V 資 本	
1 出 資 金	57,170,000
2 資 本 剩 余 金	0
3 利 益 剩 余 金	6,788,188
法 定 準 備 金	450,000
特 別 積 立 金	1,364,050
退 職 給 与 積 立 金	1,807,446
繰 越 教 育 情 報 資 金	0
当 期 末 処 分 剩 余 金	3,166,691
資 本 合 計	59,958,188
負 債 及 び 資 本 合 計	1,406,758,254

第三年度  
(自昭和二六年三月三十一日)  
貸借対照表

資 産 の 部

(単位円)

負債及び資本の部

I 流 動 資 産	
1 現 金	1,086,383
2 系 統 機 関 預 金	536,094,997
3 系 統 機 関 外 預 金	77,818,303
4 有 価 証 券	7,494,418
5 貸 出 金	798,701,625
6 割 引 手 形	3,700,655
7 貯 蓄 品	0
8 雑 資 産	64,229,789
9 債 務 保 証 見 返	96,940,000
流動資産合計	1,586,066,172
II 固 定 資 産	
1 建 物	6,033,946
2 車 輜 運 搬 具	77,170
3 器 具 備 品	1,880,077
4 土 地	1,792,792
5 外 部 出 資	10,357,000
固定資産合計	20,140,985
資 産 合 計	1,606,207,158

III 流 動 負 債	
1 資 金	1,352,879,961
2 借 入 金	34,242,000
3 再 割 引 手 形	0
4 雑 負 債	49,136,117
5 債 務 保 証	96,940,000
流動負債合計	1,533,198,079
IV 固 定 負 債	
	0
V 資 本	
1 出 資 金	64,006,000
2 回 転 出 資 金	0
3 資 本 剩 余 金	0
4 法 定 準 備 金	767,000
5 特 別 積 立 金	1,683,070
6 当 期 末 処 分 剩 余 金	6,553,008
資 本 合 計	73,009,078
負 債 及 び 資 本 合 計	1,606,207,158

第四年度  
(自昭和二七年三月三十一日)  
貸借対照表

資 産 の 部

(単位円)

負債及び資本の部

第五年度  
(自昭和二十八年三月三十一日)  
貸借対照表

I 流 動 資 産	
1 現 金	2,034,743
2 系 統 機 関 預 金	1,012,225,522
3 系 統 機 関 外 預 金	71,829,815
4 有 価 証 券	19,808,975
5 貸 出 金	845,974,398
6 割 引 手 形	17,848,590
7 貯 蔵 品	0
8 その他流動資産	54,015,064
流動資産合計	2,023,737,108
II 固 定 資 産	
1 建 物	6,791,717
2 車 輛 運 搬 具	780,375
3 工 具、器 具、備 品	2,011,131
4 土 地	1,792,792
5 外 部 出 資	13,335,000
固定資産合計	24,711,015
資 産 合 計	2,048,448,123

III 流 動 負 債	
1 貯 金	1,912,246,389
2 借 用 金	0
3 再 割 引 手 形	0
4 食 料 代 金 前 受 金	0
5 その他流動資産	59,508,226
流動負債合計	1,971,754,615
IV 固 定 負 債	
V 資 本	
1 出 資 金	68,134,000
2 回 転 出 資 金	0
3 資 本 剩 余 金	0
4 法 定 準 備 金	1,423,000
5 特 別 積 立 金	1,976,088
6 当期末処理利益剰余金	5,160,420
資 本 合 計	76,693,508
負 債 及 び 資 本 合 計	2,048,448,123

資 産 の 部

(単位円)

負債及び資本の部

第六年度  
(自昭和二十九年三月三十一日)  
貸借対照表

I 流 動 資 産	
1 現 金	1,807,295
2 系 統 機 関 預 金	1,516,672,062
3 系 統 機 関 外 預 金	107,567,140
4 有 価 証 券	70,614,575
5 貸 出 金	1,133,943,428
6 割 引 手 形	24,645,371
7 その他流動資産	77,635,718
流動資産合計	2,932,885,589
II 固 定 資 産	
1 建 物	7,707,144
2 車 輛 運 搬 具	531,436
3 工 具、器 具、備 品	2,870,049
4 土 地	2,771,791
5 外 部 出 資	17,142,000
固定資産合計	31,022,420
資 産 合 計	2,963,908,009

III 流 動 負 債	
1 貯 金	2,711,671,481
2 借 用 金	76,907,700
3 再 割 引 手 形	0
4 食 料 代 金 前 受 金	0
5 その他流動負債	92,280,643
流動負債合計	2,880,859,824
IV 固 定 負 債	
V 資 本	
1 出 資 金	71,730,000
2 法 定 準 備 金	2,089,000
3 特 別 積 立 金	2,425,665
4 当期末処分利益剰余金	6,803,520
繰越利益剰余金	(612,758)
当期利益金	(6,190,762)
資 本 合 計	83,048,185
負 債 及 び 資 本 合 計	2,963,908,009

資 産 の 部

(単位円)

I 流 動 資 産		
1 現 金	3,682,074	
2 系 統 機 関 預 金	1,352,788,500	
3 系 統 機 関 外 預 金	131,710,323	
4 有 価 証 券	117,832,325	
5 貸 出 金	1,779,456,456	
6 割 引 手 形	38,589,413	
7 貯 蔵 品	0	
8 食 料 代 金 前 渡 金	0	
9 その他流動資産	33,930,285	
流動資産合計	3,457,989,376	
II 固 定 資 産		
1 建 物	7,923,842	
2 車 輛 運 搬 具	2,372,296	
3 工 具、器 具、備 品	3,334,516	
4 土 地	4,296,173	
5 外 部 出 資	21,312,000	
固定資産合計	39,238,827	
資 産 合 計	3,497,228,203	

負 債 及 び 資 本 の 部

III 流 動 負 債		
1 貯 金	2,923,486,801	
2 借 用 金	374,351,800	
3 再 割 引 手 形	0	
4 農 林 公 庫 受 託 金	3,500,000	
5 食 料 代 金 前 受 金	0	
6 その他流動負債	103,057,517	
流動負債合計	3,404,406,118	
IV 固 定 負 債		0
V 資 本		
1 出 資 金	78,198,000	
2 回 転 出 資 金	0	
3 資 本 剩 余 金	4,910	
4 法 定 準 備 金	2,759,000	
5 特 別 積 立 金	2,870,755	
6 当 期 末 処 分 利 益 剩 余 金	8,989,420	
資 本 合 計	92,822,085	
負 債 及 び 資 本 合 計	3,497,228,203	

第七年度 (自昭和三十一年三月三十一日) 貸借対照表

資 産 の 部

(単位円)

I 流 動 資 産		
1 現 金	2,046,807	
2 系 統 預 金	2,119,807,049	
3 系 統 外 預 金	242,340,948	
4 有 価 証 券	79,818,800	
5 貸 付 金	1,706,970,914	
6 割 引 手 形	8,897,393	
7 貯 蔵 品	0	
8 食 料 代 金 前 渡 金	0	
9 その他流動資産	81,149,566	
流動資産合計	4,241,031,477	
II 固 定 資 産		
1 建 物	16,797,110	
2 車 輛 運 搬 具	1,553,377	
3 工 具、器 具、備 品	3,755,367	
4 土 地	4,296,173	
5 外 部 出 資	24,302,000	
固定資産合計	50,709,027	
資 産 合 計	4,291,740,504	

負 債 及 び 資 本 の 部

III 流 動 負 債		
1 貯 金	3,962,293,535	
2 借 入 金	36,480,000	
3 再 割 引 手 形	0	
4 食 料 代 金 前 受 金	0	
5 農 林 公 庫 受 託 金	2,270,573	
6 その他流動負債	100,710,891	
流動負債合計	4,101,754,999	
IV 固 定 負 債		
退職給与引当金	22,325,390	
V 資 本		
1 出 資 金	147,890,000	
2 回 転 出 資 金	0	
3 資 本 剩 余 金	6,345	
4 法 定 準 備 金	4,759,000	
5 特 別 積 立 金	3,739,320	
6 当 期 末 処 分 利 益 剩 余 金	11,265,450	
資 本 合 計	167,660,115	
負 債 及 び 資 本 合 計	4,291,740,504	

第八年度 (自昭和三十一年三月三十一日) 貸借対照表

資 産 の 部

(単位円)

I 流 動 資 産		
1 現 金	3,645,803	
2 系 統 預 金	1,531,014,791	
3 系 統 外 預 金	273,643,619	
4 有 価 証 券	999,677,313	
5 貸 付 金	2,206,090,376	
6 割 引 手 形	15,707,643	
7 その他流動資産	36,621,798	
流動資産合計	5,066,401,347	
II 固 定 資 産		
1 有 形 固 定 資 産	82,808,327	
(減価償却引当金差引)	10,919,545	
2 無 形 固 定 資 産	187,676	
3 外 部 出 資	27,438,000	
固定資産合計	110,434,003	
資 産 合 計	5,176,835,350	

負債及び資本の部

III 流 動 負 債		
1 貯 金	4,799,557,783	
2 借 入 金	27,360,000	
3 農 林 公 庫 受 託 金	1,459,942	
4 その他流動負債	142,811,051	
流動負債合計	4,971,188,776	
IV 固 定 負 債		
退職給与引当金	26,309,710	
V 資 本		
1 出 資 金	151,750,000	
2 資 本 剩 余 金	6,345	
3 法 定 準 備 金	6,759,000	
4 特 別 積 立 金	5,339,320	
5 当期末処分利益剰余金	15,482,199	
資 本 合 計	179,336,854	
負債及び資本合計	5,176,835,350	

第九年度  
(自昭和三十三年三月三十一日)  
貸借対照表

資 産 の 部

(単位円)

I 資 産		
1 現 金	2,438,718	
2 系 統 預 金	1,761,705,296	
3 系 統 外 預 金	146,746,549	
4 有 価 証 券	290,792,612	
5 貸 付 金	3,170,727,630	
6 割 引 手 形	7,819,581	
7 貯 蔵 品	0	
8 食 料 代 金 仮 払 金	4,614,842	
9 雑 資 産	3,843	
10 業 務 用 固 定 資 産	83,873,413	
(減価償却引当金)	(-14,078,708)	
11 業 務 外 固 定 資 産	672,000	
(減価償却引当金)	(- 244,614)	
12 外 部 出 資	38,958,000	
資 産 合 計	5,508,352,571	

負債及び資本の部

II 負 債		
1 貯 金 及 び 定 期 積 金	5,083,408,456	
2 借 入 金	18,240,000	
3 再 割 引 手 形	0	
4 農 林 公 庫 受 託 金	1,357,436	
5 雑 負 債	150,460,641	
6 引 当 金	67,011,796	
負 債 合 計	5,320,488,329	
III 資 本		
1 出 資 金	155,370,000	
2 回 転 出 資 金	0	
3 資 本 剩 余 金	6,345	
4 法 定 準 備 金	8,759,000	
5 特 別 積 立 金	7,139,320	
6 当期末処分利益剰余金	16,589,577	
資 本 合 計	187,864,242	
負債及び資本合計	5,508,352,571	

第十年度  
(自昭和三十三年三月三十一日)  
貸借対照表



資 産 の 部

(単位円)

負債及び資本の部

I 資 産	産	
1 現	金	2,546,573
2 系 統 預	金	2,610,117,473
3 系 統 外 預	金	180,994,185
4 有 価 証 券		521,026,095
5 貸 付 金		2,729,152,350
6 割 引 手 形		12,735,097
7 貯 蔵 品		0
8 食 料 代 金 仮 払 金		4,993,038
9 雑 資 産		201,062
10 業 務 用 固 定 資 産		85,414,728
(減価償却引当金)		(-19,515,668)
11 業 務 外 固 定 資 産		1,771,025
(減価償却引当金)		(- 333,486)
12 外 部 出 資		45,938,000
資 産 合 計		6,194,889,626

II 負 債	債	
1 貯 金 及 び 定 期 積 立 金		5,721,865,508
2 借 入 金		9,120,000
3 再 割 引 手 形		0
4 農 林 公 庫 受 託 金		779,544
5 雑 負 債 金		146,252,969
6 引 当 金		93,535,190
負 債 合 計		5,971,553,211
III 資 本	本	
1 出 資 金		183,230,000
2 回 転 出 資 金		0
3 資 本 剩 余 金		6,345
4 法 定 準 備 金		11,259,000
5 特 別 積 立 金		9,139,320
6 当 期 末 処 分 利 益 剩 余 金		19,701,750
資 本 合 計		223,336,415
負 債 及 び 資 本 合 計		6,194,889,626

第十一年度  
(至自昭和  
和三三  
四三年  
三四月  
三一日)  
貸借対照表

資 産 の 部

(単位円)

負債及び資本の部

I 資 産	産	
1 現	金	7,035,017
2 預	金	3,556,218,462
3 金 銭 信 託		0
4 有 価 証 券		512,590,040
5 貸 付 金		3,591,075,579
6 割 引 手 形		13,508,744
7 貯 蔵 品		0
8 食 糧 代 金 仮 払 金		2,444,537
9 雑 資 産		392,193
10 業 務 用 固 定 資 産		81,865,480
(減価償却引当金差引)		23,745,024
11 業 務 外 固 定 資 産		1,658,167
(減価償却引当金差引)		446,344
12 外 部 出 資		60,193,000
資 産 合 計		7,827,011,219

II 負 債	債	
1 貯 金 及 び 定 期 積 金		7,222,933,898
2 借 入 金		0
3 再 割 引 手 形		0
4 農 林 公 庫 受 託 金		2,257,910
5 農 林 中 金 代 理 所 基 金		36,477,726
6 雑 負 債 金		191,218,706
7 引 当 金		115,277,959
負 債 合 計		7,568,166,199
III 資 本	本	
1 出 資 金		199,610,000
2 回 転 出 資 金		1,149,995
3 資 本 剩 余 金		6,345
4 法 定 準 備 金		13,759,000
5 特 別 積 立 金		11,139,320
6 当 期 末 処 分 利 益 剩 余 金		33,180,360
資 本 合 計		258,845,020
負 債 及 び 資 本 合 計		7,827,011,219

第十二年度  
(至自昭和  
和三三  
五四年  
三四月  
三一日)  
貸借対照表



## 日本晴れ・皇太子さまご結婚

皇太子さまと正田美智子さまの結婚式は十日、古式ゆかしく、花やかに行われた。静まりかえる皇居内の賢所外陣。目もあやな十二単（じゆうにひとえ）がかすかにゆれ、美智子さまは甘露寺掌典長から注がれたご神酒を静かにほした。この時、午前十時十二分——。美智子さまは「皇太子明仁親王妃美智子殿下」となられたのである。全都慶祝の色に包まれたなかで、両殿下は希望に満ちた新生活に入られる。新しい「皇室、つくり」への国民の期待の中に……。

この日早朝、夜来の雨もあがってすがすがしい宮中三殿では、挙式にさき立つ結婚奉告の儀が行われた。午前六時二十分、皇太子さまのお使いとして、山田東宮侍従長が牧野東宮女官長とともに東京五反田の正田邸を訪問、ピンクのローブモンタント姿の美智子さまを迎えた。アズキ色自動車前列が二重橋から新緑したたる皇居内呉竹寮に入った。きょうから皇太子妃としてこの「おホリの世界」の人となる緊張感からか、車窓に映る美智子さまの美しい面はややこわばっているようにみえた。定刻十時ちょっと前、義宮、清宮はじめ各皇族方、皇太子さまご親族、正田英三郎氏夫妻と正田家親族らが西幄舎（にしあくしゃ）に、その他の参列者が東幄舎や東西回廊にそれぞれ着席すると、やがて皇太子さまと、すでに支度終って綾綺殿（りようきでん）に入った美智子さまが賢所へ参進しはじめた。平安朝のむかしをいまに、宮廷絵巻がくりひろげられたのである。参列者の目は、十二単の花やかな色の波に一斉に吸いこまれた。皇太子さまは「きょうの吉日、この賢所大前において、つつしんで結婚の礼を行う。こんごは互いにむつみ、親しみ、変わることのなきことを誓い、将来のご守護を祈る」旨の告文（こくぶん）を読まれた。こうして、さまざまな人がさまざまな感慨をこめて、きょうの日を待ったこの儀式も、わずか十五分間で終った。

両陛下と正式対面の「朝見の儀」は午後二時から仮宮殿で行われた。皇太子さまのお礼の言葉に対し両陛下からお祝いの言葉があり、「親子のサカズキ」を固めたが、両陛下の表情は喜びにあふれていたという。午後二時半、騎馬隊に守られた両殿下の馬車行列は、八・八キロの沿道を春風に乗ってパレードをくりひろげた。沿道を埋めつくした人々は歓呼し、お二人はにこやかに手をふってこれにこたえられ、午後三時二十分、渋谷の東宮仮御所にお入りになった。

（この記事は昭和三十四年四月十一日付の朝日新聞掲載のもの、写真は東京新聞提供）